

2 実地指導及び監査について

実地指導及び監査について

1 実地指導・監査の実施形態

指導体制についてはその目的に応じて、「指導」と「監査」の2つの実施形態があります。

【指導】

1) 集団指導

指定障害福祉サービス事業者に対して、過去の指導事例、留意点及び制度の改正内容等について、原則として年1回講習会形式で行います。

2) 実地指導

サービスの内容等又は介護給費等の請求の適正化を図ることを目的に定期的を実施します。前年度の実地指導結果等を踏まえ、必要と判断される場合や苦情の通報などがあれば、当該年度も実地指導を実施することがあります。

【監査】

サービスの内容や介護給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合又はその疑いがある場合（指定基準違反等）に、事実関係を的確に把握し公正かつ適切な措置をとることを主眼に実施します。

2 監査、行政上措置の概要

項目	実施方針
監 査	【対象事業所】 通報・苦情・相談等に基づく情報や、実地指導において確認した情報から、次のいずれかに該当する行為がなされたか、あるいは疑われ、その確認について必要と認められる施設・事業所（＝指定基準違反等の確認が必要と認められる施設・事業所） (1) 障害福祉サービス等の内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき (2) 給付費等の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき (3) 指定の基準に重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき (4) 度重なる実地指導によっても障害福祉サービス等の内容又は給付費等の請求に改善がみられないとき (5) 正当な理由がなく実地指導を拒否したとき
	【実施方法等】 ・必要があれば随時実施（また、実地指導中に①介護給付等の請求に著しい不正が認められる場合、②著しい運営基準違反があり、利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるときは、直ちに監査に切り替え実施することがあります。） ・監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行います。
	【実施機関】 県、関連市町村
行政上の措置	監査の結果、法の規定に基づき、県は、「勧告」、「命令」、「指定の取消し等」の行政上の措置を機動的に行うこととします。 (1) 勧告 期限を定めて、基準の遵守について勧告することができる。期限内に従わなかった場合は公表できる。 (2) 命令 正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかった場合に、期限を定めて勧告に係る措置をとるよう命令することができる。命令した場合は公示される。 (3) 指定取消し等 指定基準等に重大な違反があった場合は、指定の取消し又は期間を定めて指定の全部又は一部の効力を停止することができる。 指定取消し等をした場合は公示することになります。 ※ 命令、指定取消し等を行う前に、聴聞又は弁明の機会の付与を行います。
経済上の措置	県が命令又は指定の取消し等を行いかつ返還金が生じる場合は、関係市町村は原則として、返還金+加算金（返還金の40/100）の返還を命じることになります。

指定障害福祉サービス事業者等の行政処分について

○平成24年度

区分	効力発生日	事業所所在地	サービス種別	取消理由	返還額
指定取消	平成24年 12月6日	紀の川市	居宅介護	<p>居宅介護サービス費の不正請求</p> <p>①サービス提供の実態がないことを知りながら、通院介助に係る介護給付費を不正に請求し、受領した。</p> <p>②移動支援サービスを提供したにもかかわらず、居宅介護（家事援助）サービスに振り替えて介護給付費を不正に請求し、受領した。</p> <p>③1人の利用者に対し、同日同一時間帯に物理的にあり得ない別々のサービス提供を行ったという記録をもって、介護給付費を不正に請求し、受領した。</p>	不正請求 172,770円
指定取消	平成25年 1月26日	田辺市	居宅介護	<p>(1) 居宅介護サービス費の不正請求 通院等介助を行っていないにもかかわらず、通院等介助を行ったという虚偽のサービス提供記録を作成し介護給付費を不正に請求し、受領した。</p> <p>(2) 虚偽の報告 監査（法第48条第1項に基づく報告）において、虚偽の報告を行った。</p> <p>(3) 運営基準違反 管理者は、業務の管理等についてサービス提供責任者に任せきりで、必要な指揮命令をほとんど行わなかった結果、虚偽の記録に基づく不正な請求が長期間に渡り繰り返された。</p>	不正請求 7,761,113円
指定取消	平成25年 1月26日	岩出市	就労継続支援A型 就労継続支援B型	<p>(1) 訓練等給付費の不正請求 人員基準を満たす職員配置をしないまま、人員基準を満たすものとして訓練等給付費を不正に請求し、受領した。</p> <p>(2) 不正の手段による指定 指定日から配置できる見込みがない雇用予定職員を雇用するとして、申請を行った。</p>	不正請求 2,617,158円

○平成25年度

区分	効力発生日	事業所所在地	サービス種別	取消理由	返還額
指定取消	平成25年 5月31日	和歌山市	居宅介護	(1) 居宅介護サービス費の不正請求 家事援助等のサービスを提供していないにもかかわらず、家事援助等を行ったとして介護給付費を不正に請求し、受領した。	不正請求 5,411,787円
			重度訪問介護	(2) 不正の手段による指定 指定申請時において、勤務予定のない者を従業員とする虚偽の書類を作成・提出し、指定を受けた。	
指定取消	平成25年 5月31日	和歌山市	就労継続支援A型	(1) 訓練等給付費の不正請求 利用者の未利用日にサービスの提供を行ったとして訓練等給付費を不正に請求し、受領した。	不正請求 17,249,681円
				(2) 不正の手段による指定 指定申請時において、勤務予定のない者を従業員とする虚偽の書類を作成・提出し、指定を受けた。	
指定取消	平成25年 8月31日	和歌山市	児童発達支援	(1) 人員基準を満たす職員を配置しないまま障害児通所給付費を不正に請求し、受領した。	不正請求 4,744,216円
			放課後等デイサービス	(2) 配置見込みのない職員を雇用するとして、虚偽の申請による指定を受けた。	

○平成26年度

区分	効力発生日	事業所所在地	サービス種別	取消理由	返還額
指定取消	平成26年 9月20日	有田川町	居宅介護	(1) 居宅介護サービス費の不正請求 通院実績がないにもかかわらず、通院等介助及び通院等乗降介助を行ったという虚偽のサービス提供記録を作成し、介護給付費を不正に請求し、受領した。	不正請求 632,999円
			同行援護	(2) 虚偽の報告 監査（法第48条第1項に基づく報告）において、虚偽の報告を行った。	
				(3) 運営基準違反 管理者は、業務の管理等について必要な法令遵守を長期間にわたり怠った結果、虚偽の記録に基づく不正な請求が繰り返された。	

○平成27年度

区分	効力発生日	事業所所在地	サービス種別	処分理由	処分内容
指定の効力の一部停止	平成27年4月1日	和歌山市	就労移行支援	就労支援員及び職業指導員について、人員基準を満たしていない期間があったこと。	新規利用者の受入停止（6箇月間）

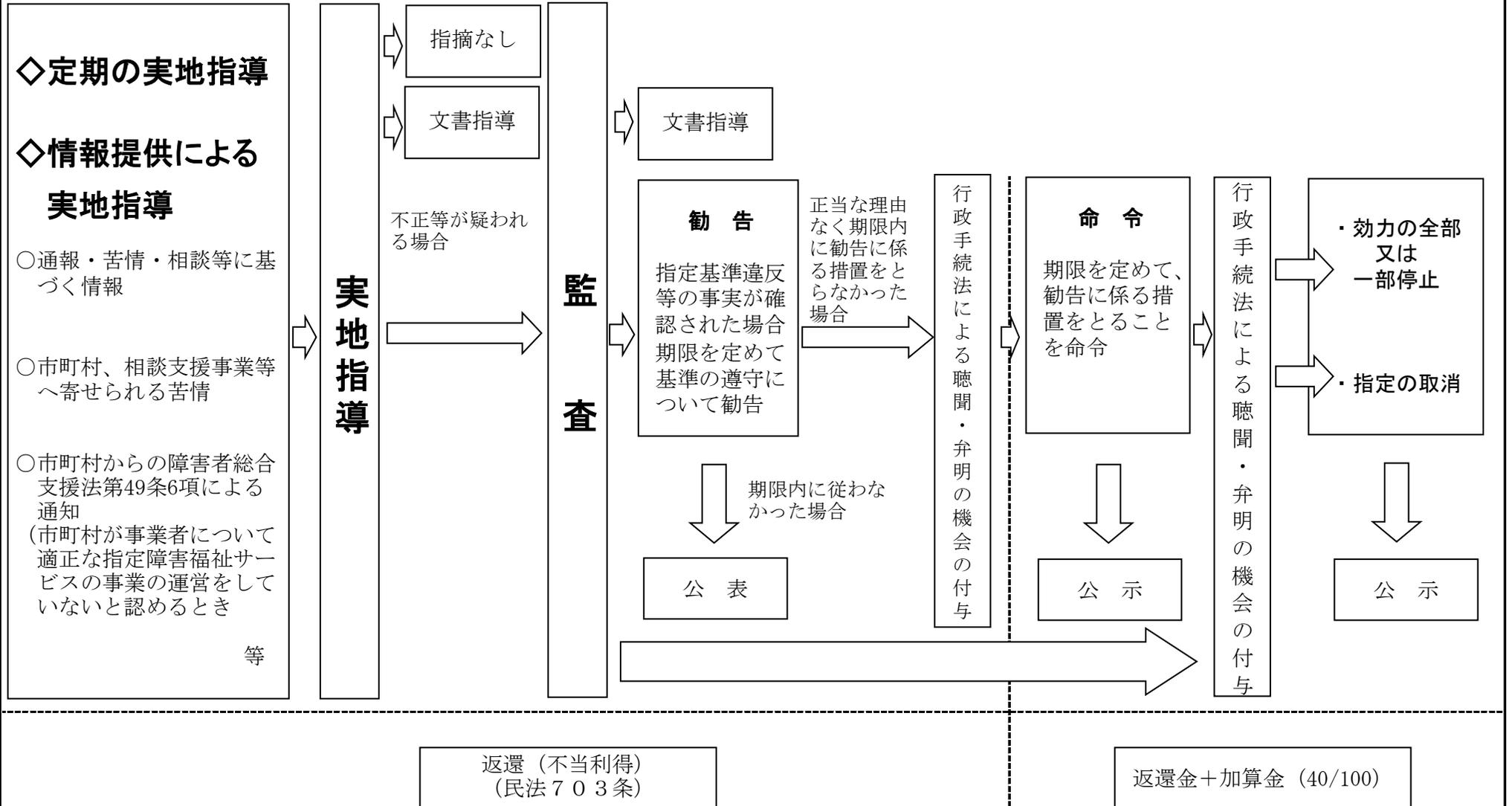
○平成29年度

区分	効力発生日	事業所所在地	サービス種別	処分理由	処分内容
指定取消	平成29年8月1日	和歌山市	児童発達支援 放課後等デイサービス	<p>(1) 不正の手段による指定申請 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業所の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下、「省令」という。）第5条第1項第2号及び第66条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者について、指定申請の際に常勤でない児童発達支援管理責任者を、常勤であるものとして指定申請を行い指定を受けた。</p> <p>(2) 障害児通所給付費の不正請求 児童発達支援管理責任者について、常勤職員の勤務時間とする月160時間を大きく下回り、人員基準を満たしていなかったにもかかわらず、児童発達支援管理責任者の欠如減算をしない上、さらに児童発達支援管理責任者専任加算を不正に請求し、受領した。</p> <p>(3) 人員基準違反 省令第5条第1項第2号及び第66条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者を常勤で配置していなかった。</p> <p>(4) 虚偽の報告 児童福祉法第21条の5の21の規定に基づく監査において、児童発達支援管理責任者が出勤していないにもかかわらず、出勤していると偽った書類を提出した。</p>	不正請求 50,912,870円

○平成30年度

区分	効力発生日	事業所所在地	サービス種別	処分理由	処分内容
指定の効力の全部停止	平成31年1月1日	橋本市	居宅介護 重度訪問介護	不正の手段による指定申請 指定申請の書類である「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」に記載した勤務時間を従事させることが困難であるにもかかわらず、人員基準を満たすものとして書類を提出し、指定を受けた。	6箇月間

指定障害福祉サービス事業者等に係る指導のフロー図



業務管理体制整備の届出について

休止・廃止届を事前届出制にするなどの制度改正が
平成24年4月から施行されました。

1 業務管理体制整備の届出は速やかに！

- 平成24年4月から、指定障害福祉サービス事業者等(注1)は、法令遵守等の業務管理体制の整備(注2)とその届出が義務づけられます。
- 事業所名、所在地等を変更した場合は、変更の届出を行っていただくこととなります。

(注1)業務管理体制の届出が義務づけられる事業者の種類

【障害者総合支援法に基づくもの】

- ア.指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設
- イ.指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

【児童福祉法に基づくもの】

- ウ.指定障害児通所支援事業者
- エ.指定障害児入所施設
- オ.指定障害児相談支援事業者



(注2)業務管理体制の整備について

指定障害福祉サービス事業者等において、不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正化を図るための体制が整備されているかどうかを指します。

具体的には、事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者が置かれていること、開設する事業所等の数に応じ(次表参照)、法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載した「法令遵守規程」の整備、外部監査などによる「業務執行の状況の監査」が行われていることが必要とされます。

◎届出書の内容～設置する事業所等の数により届出事項が異なります！

対象となる障害福祉サービス事業者等	届出事項
全ての事業者等	事業者等の名称又は氏名 “ 主たる事業所の所在地 “ 代表者の氏名、生年月日、住所、職名
	「法令遵守責任者」(注3)の氏名、生年月日
事業所等の数が <u>20以上</u> の事業者等	上記に加え「法令遵守規程」(注4)の概要
事業所等の数が <u>100以上</u> の事業者等	上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要

(注3)法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者

(注4)業務が法令に適合することを確保するための規程

◎事業所の数え方について

- 事業所等の数は、その指定を受けたサービス種別ごとに一事業所等と数えます。
- 事業所番号が同一でも、サービス種類が異なる場合は、異なる事業所として数えます。例えば、同一の事業所で、居宅介護事業所と重度訪問介護事業所の指定を受けている場合、指定を受けている事業所は2つとなります。

◎届出書の届け先は事業所の所在地によって決まります。

	事業所等の区分	届出先	備考
①	指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者等	厚生労働省	厚生労働本省 障害保健福祉部 監査指導室
②	特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、全ての事業所が同一市町村内に所在する事業者等	市町村	
③	全ての事業所等が同一指定都市(※)内に所在する事業者等	指定都市(※)	※児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者については、児童相談所設置市を含みます。
④	①から③以外の事業者等	-91- 都道府県	

【届出書のイメージ】

記入例1 業務管理体制の整備に関して届け出る場合

第1号様式 第2号様式も同様

受付番号

届出日に記入してください。

平成 年 月 日

事業者の名称、代表者氏名は登記内容等と一致させてください。法人の代表者印を押印してください。

事業者(法人)番号に記入する必要はありません。

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者(法人)番号

業務管理体制を整備し届出する場合、(整備)に○を付けてください。

事業者の名称、住所、法人の種別、代表者の職名、代表者の住所は、登記内容等と一致させてください。

1 届出の内容

(1) 法第51条の2第2項、第51条の31第2項関係 (整備)

(2) 法第51条の2第4項、第51条の31第4項関係 (区分の変更)

フリガナ カスミガセキカブシキカイシャ

名称又は氏名 霞ヶ関株式会社

住所 (郵便番号 100-****) 東京都千代田区 霞ヶ関一丁目1番地1号 府県 東京都

連絡先 電話番号 03-5253-**** FAX番号 03-5253-****

法人の種別 営利法人

代表者の職名・氏名・生年月日

フリガナ 代表取締役 氏名 東 京 一 郎 生 年 月 日 昭和++年△月□日

代表者の住所 (郵便番号 100-****) 東京都千代田区 港 郡 市 ****-一丁目2番地3号 府県 東京都

3 事業所名称等及び所在地

事業所名称 指定年月日 事業所番号 サービス種別 所在地

○「事業所名称」欄の最後に事業所等の合計数を記入してください。

○欄内に書ききれない場合は、この様式への記入を省略し、事業所名称等及び所在地のわかる資料を添付していただいても差し支えありません。

○添付資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したもので構いません。

○なお、添付資料の表紙に事業所等の合計数がわかるよう「事業所等の合計 (〇〇ヶ所)」と記入してください。

計カ所

○該当する事業者の区分に○を付けてください。

4 障害者総合支援法上の該当する条文(事業者の区分)

(1) 法第51条の2 (指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者)

(2) 法第51条の31 (指定相談支援事業者)

5 障害者総合支援法施行規則第34条の28及び第34条の62第1項第2号から第4号に該当する届出事項

第2号 法令遵守責任者の氏名(フリガナ) 生年月日

厚生 花子 (ナツメ ハナコ) 昭和〇〇年+月*日

第3号 業務が法に適合することを確保するための規程の概要

第4号 業務執行の状況の監査の方法の概要

○届出する事項について該当する番号全てに○を付けてください。

○第2号については、氏名(フリガナ)及び生年月日を記入してください。

○第3号及び第4号を届出する場合は、概要等がわかる資料を添付してください。添付資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したもので構いません。

(注) 添付資料については、(参考資料)に御留意ください。

6 区分変更

区分変更前の行政機関名称、担当部(局)課

事業者(法人)番号

区分変更の理由

区分変更後の行政機関名称、担当部(局)課

区分変更日 年 月 日

(日本工業規格A列4番)

業務管理体制を整備し届出する場合は、6の欄に記入する必要はありません。

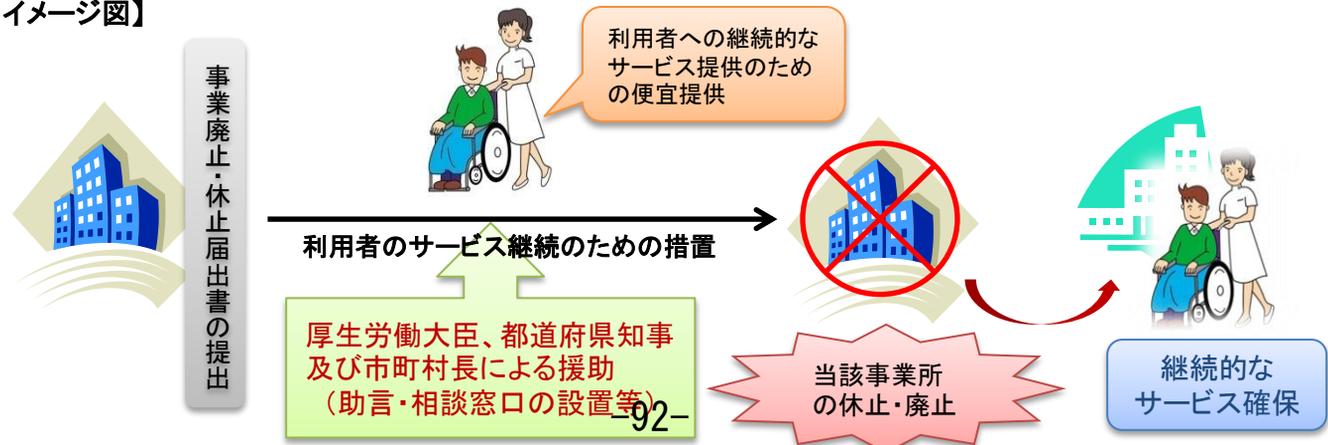
2 休止・廃止届が事前届出制に

- ① 休止・廃止の届出時期は、休止・廃止予定日の1月前までになります。
- ② 立入検査後、10日以内に指定権者が聴聞決定予定日を事業者へ通知した場合、聴聞決定予定日まで廃止の届出を行うと、指定・更新の欠格事由に該当することになります。

3 休止・廃止時における利用者への継続的なサービス確保

○ 休止・廃止時には、利用者に対する継続的なサービス提供のための便宜提供が必要となります。この義務を果たさない場合、都道府県知事等は勧告・命令を行うことができます。

【イメージ図】



4 指定の取り消しにおける連座制の適用

- ① 取り消しの理由となった不正行為に、法人の組織的関与が確認された場合に連座制が適用されることとなります。
- ② 同一法人グループ等における密接な関係を有する法人が指定の取り消しを受けた場合、指定・更新の欠格事由に該当します。

【密接な関係を有する者に関するサービス類型】

障害福祉サービス ◎ごとの類型内で適用

- ◎障害福祉サービスⅠ
・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護
- ◎障害福祉サービスⅡ
・生活介護(※) ・短期入所
- ◎障害福祉サービスⅢ
・重度障害者等包括支援
- ◎障害福祉サービスⅣ
・共同生活援助
- ◎障害福祉サービスⅤ(※)
・自立訓練 ・就労移行支援 ・就労継続支援

※施設障害福祉サービスとして提供される場合を除く。

障害者支援施設

- ・障害者支援施設

相談支援(障害者) ◎ごとの類型内で適用

- ◎地域相談支援
- ◎計画相談支援

障害児通所支援

- ・障害児通所支援

相談支援(障害児)

- ・障害児相談支援

